

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他( )		
要望項目名	再生可能エネルギーに係る課税標準の特例措置の拡充		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>&lt;現行制度&gt; 政府の補助（ 1 ）を受けて取得された太陽光発電設備（同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連携用保護装置を含む。）</p> <p>（ 1 ）新エネルギー等事業者支援対策費に係る補助</p> <p>&lt;要望&gt; 対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する。（対象設備：太陽光発電設備、風力発電設備、太陽熱利用装置、大気中の熱その他の自然界に存する熱(冷熱を含み、地熱及び太陽熱を除く。)を利用するための装置、バイオマスエネルギー利用設備）</p> <p>政府の補助を受ける設備への限定を解除する。</p> <p>・特例措置の内容 固定資産税の課税標準を最初の3年間2 / 3に軽減する。</p>		
関係条文	〔 地方税法附則第15条第45項、同法施行規則附則第6条第74項、75項 〕		
減収見込額	(初年度) - (149) (平年度) 631 (238) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 エネルギー利用効率の向上、非化石エネルギーの開発や利用の促進といった、エネルギーの高度利用やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 低炭素社会を実現する上で鍵となる太陽光発電の加速度的な普及を図るべく、太陽光発電設備について、導入初期の一定の負担を軽減することができるよう固定資産税を3年間2 / 3に軽減しているところ。その後、「エネルギー基本計画」(平成22年6月18日閣議決定)において、「2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について10%に達することを目指す。」と掲げ、再生可能エネルギー全体について抜本的な措置を講じ大幅な導入拡大を図ることが求められている。</p> <p>しかしながら、再生可能エネルギー設備の導入については、日照時間等の自然条件に左右されるため、導入時の設置コストや設備特有のコストが高いといった経済性の面における制約を有している。そのため、再生可能エネルギー設備の導入を加速するためには、取得段階と保有段階における設置者の経済的負担を軽減する措置を切れ目無く展開する必要があるが、特に設備保有当初の固定資産税負担が重いことから軽減措置の対象設備を太陽光発電から再生可能エネルギーに拡充することが必要。</p> <p>さらに、今般、「全量固定価格買取制度」の導入及び検討を踏まえ、既存補助制度の抜本的な見直しを実施することから、補助事業の対象となることを要件としないこととする。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）において、「新エネルギーについては、2010年度までに、1,560万kl～1,910万kl（原油換算）導入することを目指す。」と記載。</p> <p>経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）において、「太陽光発電は、2020年頃に現状の20倍程度を目指す。」と記載。</p> <p>エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）において、「一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを目指す。」と記載。</p> <p>5. エネルギー・環境政策 26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用</p>
	政策の達成目標	<p>京都議定書目標達成計画 新エネルギーについては、2010年度までに、1,560万kl～1,910万kl（原油換算）導入することを目指す。</p> <p>長期エネルギー需給見通し 新エネルギーについては、2020年度までに、2,455万kl（原油換算）、2030年度までに3,213万kl（原油換算）導入することを目指す。</p> <p>経済財政改革の基本方針2009 太陽光発電は、2020年頃に現状の20倍程度を目指す。</p> <p>エネルギー基本計画 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを目指す。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	延長期間：平成23年4月1日～平成25年3月31日までの2年間
	同上の期間中の達成目標	<p>平成22年度においては、京都議定書目標達成計画（平成20年3月全部改定）の新エネルギー導入目標である原油換算1,560万klから1,910万klを目指す。その上で、平成32（2020）年に2,455万kl導入することを目指す。</p> <p>また、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを目指す。</p> <p>太陽光発電設備については、導入量が平成32（2020）年に平成17（2005）年度比で20倍になることを目指し、平均で年20%程度の拡大を維持する。</p>
政策目標の達成状況	<p>新エネルギー導入量の推移（原油換算：万kl）</p> <p>2004年度 1,119万kl 2005年度 1,160万kl 2006年度 1,262万kl 2007年度 1,293万kl 2008年度 1,292万kl 目標：2010年度 1,560万kl～1,910万kl 2020年度 2,455万kl</p> <p>太陽光発電導入量の推移（発電出力：kW）</p> <p>2005年度 142.2万kW 2006年度 170.9万kW 2007年度 191.9万kW 2008年度 214.4万kW 2009年度 255.4万kW 目標：2020年度 2,800万kW</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	現行制度の拡充により、適用期間内における本措置の適用件数は、992件見込まれる。

有効性	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>平成23年度に設備を取得した事業者は3年間の軽減措置により869百万円のキャッシュが生じ資金繰り等が改善すると見込まれる。</p> <p>また、869百万円のキャッシュが次の設備投資に向けられたとすると、1,596百万円の生産波及効果となる。</p> <p>なお、アンケート調査によると、太陽光発電設備を導入した効果として「企業イメージの向上など環境への取組が評価された」と回答した者が46.6%おり、太陽光発電設備の導入は、経済的な効果以外に企業のCSRにも貢献している。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	エネルギー需給構造改革投資促進税制(国税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金(130億円)</li> <li>・再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金(12億円)</li> </ul> <p>財政投融资</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・エネルギー対策貸付</li> </ul>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>固定資産税の課税標準特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴。他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>予算(補助金)</p> <p>設備投資の負担が大きい新エネルギー設備の導入について、そのイニシャルコストの低減を図ることにより、初期市場創出を図るもの。</p> <p>なお、「全量固定価格買取制度」の導入及び検討を踏まえ、既存補助制度である「新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金」については、抜本的な見直しを行う。</p> <p>財政投融资(日本政策金融公庫)</p> <p>資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、太陽光発電等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援。</p>
要望の措置の妥当性	<p>再生可能エネルギーは、経済性や自然条件等における制約から普及が十分に進んでおらず価格が高いのが特徴。そのため、導入当初は資産額が大きく、収入が安定しない中で固定資産税支払いのために経営が圧迫される。したがって、導入当初の固定資産税について、軽減措置を講ずることによって設置者のキャッシュフローが改善され、投資判断に大きく影響を与えることとなる。</p> <p>なお、アンケート調査によると、運用又は保守費用の課題を解決するために有効な支援制度として回答者の約30%が「固定資産税の軽減措置」を求めている。</p> <p>また、政府の目標である2020年までに再生可能エネルギーの割合を10%に達するために、価格の高い再生可能エネルギー利用設備を積極的に導入しようとする事業者に対する支援であるので、課税の公平原則に照らし必要最小限の特例措置となっている。</p>	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>本税制は平成21年度税制改正で措置されたため、実際に固定資産税の軽減措置が受けられるのは平成22年からとなる。本税制の対象となる、新エネルギー事業者支援対策補助金を受ける太陽光発電は、平成21年度は、中小企業から大企業まで幅広く513件となっている。このうち課税対象となる平成21年12月までに取得された太陽光発電設備は32件、さらに実際に本税制を利用した件数は平成22年7月時点で22件確認されている。</p> <p>課税対象の件数が少ないのは、補助金の交付決定が平成21年7月以降となったため、年内の設備取得が困難であったことによるもの。したがって、平成23年は、平成21年度及び平成22年度に補助金を受けた事業者が課税対象となることから、税制の大幅な利用増が見込まれる。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>平成22年度においては、京都議定書目標達成計画(平成20年3月全部改定)の新エネルギー導入目標である原油換算1,560万k lから1,910万k lを目指す。その上で、平成32(2020)年に2,455万k l導入することを目指す。</p> <p>また、一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに10%とすることを目指す。</p> <p>太陽光発電設備については、導入量が平成32(2020)年に平成17(2005)年度比で20倍になることを目指し、平均で年20%程度の拡大を維持する。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>当面2年間(平成21年度、平成22年度)においては、京都議定書目標達成計画(平成20年3月全部改定)の導入目標である原油換算73万k l(300万kW)から118万k l(482万kW)を実現する。その上で、設備の導入量が平成32(2020)年に平成17(2005)年度比で20倍になることを目指し、平均で年2割程度の拡大を維持する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>太陽光発電導入量(発電出力: kW)</p> <p>現状: 平成20年度 214.4万kW</p> <p>平成21年度 255.4万kW(前年度比19.1%増加)</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成21年度 創設</p> <p>平成22年度改正において、本税制の対象について、現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の対象事業に加え「地域新エネルギー等導入促進対策事業」の対象事業の追加を要望したが見直し年度に当たらないとして改正ならず。</p>